

議 員 派 遣 書

令和4年9月29日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び盛岡市議会会議規則(昭和40年議会規則第2号)第125条第1項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 盛岡市議会高校生議会

- (1) 派遣目的 盛岡市議会高校生議会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 令和4年11月2日
- (4) 派遣議員 議長において決定する37名以内の議員

2 令和4年度学生との意見交換会

- (1) 派遣目的 令和4年度学生との意見交換会への出席
- (2) 派遣場所 滝沢市
- (3) 派遣期間 令和4年11月9日
- (4) 派遣議員 議長において決定する37名以内の議員

3 令和4年度学生との意見交換会

- (1) 派遣目的 令和4年度学生との意見交換会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 令和4年11月10日
- (4) 派遣議員 議長において決定する37名以内の議員

4 令和4年度岩手県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 住民要望の多様化に対応し、知識を高め円滑な議会運営に資する令和4年度岩手県市議会議員研修会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 令和4年11月11日
- (4) 派遣議員 議長において決定する37名以内の議員

5 令和4年度学生との意見交換会

- (1) 派遣目的 令和4年度学生との意見交換会への出席
- (2) 派遣場所 滝沢市
- (3) 派遣期間 令和4年11月17日
- (4) 派遣議員 議長において決定する37名以内の議員